

○紀の川市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱

平成17年11月7日

告示第113号

改正 平成24年3月30日告示第33号

平成29年3月31日告示第52号

令和3年6月23日告示第136号

令和7年2月20日告示第15号

(趣旨)

第1条 この告示は、野生鳥獣による農作物被害を防止するため、紀の川市内に防護柵等を設置し、有害獣被害防止対策事業（以下「事業」という。）を実施する農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象は、事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 防護柵等の資材等の購入及び設置に要する経費

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適正と認める経費

2 補助金は、前項各号に要する経費の2分の1以内とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てて得た額とする。

3 補助金の上限額は、20万円とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、有害獣被害防止対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定を有害獣被害防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(補助金の遂行)

第5条 農業者は、この告示並びに補助金の決定内容及びこれに付した条件に従い善良な管理者の注意をもって補助事業等の目的達成に全力を尽くさなければならない。

(補助事業者等の状況報告)

第6条 農業者は、市長が必要に応じて補助事業等の遂行状況について報告を求めた場合は、その状況を市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第7条 市長は、前条の報告を求めた場合において、農業者がこの告示並びに補助金の

交付の決定内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、農業者に対し補助事業等の適正な遂行を指示することができる。

(変更・廃止及び中止)

第8条 農業者は、第4条の規定による通知を受けた後において、変更・廃止及び中止をする場合は、直ちに有害獣被害防止対策事業等計画変更・廃止・中止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(農業者の実績報告)

第9条 農業者は、事業が完了したときは、有害獣被害防止対策事業実績報告書（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、事業が完了したときは、その報告書を審査し、現地調査等を行い、その報告に係る事業等の成果が補助金の交付内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額と交付決定額との間に差異が生じた場合、有害獣被害防止対策事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）を農業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後に、これを行うものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 農業者は、補助金の交付を受けようとするときは、有害獣被害防止対策事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 市長は、農業者がこの告示に従って事業を遂行していないと認めたときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付の手續に関する特例)

第14条 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、この告示の規定による申請書、通知書その他の補助金等の交付手續に関する書類に記載する事項の一部又は書類の一部を省略することができる。

(1 事業箇所1回補助の原則)

第15条 この告示の定める補助金の交付を受けた事業箇所に対して重複し、又は再びこの告示による補助金は、市長が特に認める場合を除き交付しない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第33号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第52号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月23日告示第136号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年2月20日告示第15号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の紀の川市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に支出した事業に要する経費について適用し、同月前に支出した事業に要する経費については、なお従前の例による。